

# 福岡県公報

令和 4 年 4 月 8 日  
第 289 号

## 目 次

### 告 示 (第343号 - 第363号)

- 鳥獣捕獲等事業の認定 (農山漁村振興課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 指定納付受託者の指定 (教育庁社会教育課) ..... 5
- 指定納付受託者の指定 (教育庁社会教育課) ..... 5
- 指定納付受託者の指定 (行政経営企画課) ..... 5
- 指定納付受託者の指定 (行政経営企画課) ..... 6
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 6
- 指定納付受託者の指定 (教育庁文化財保護課) ..... 7
- 指定納付受託者の指定 (教育庁文化財保護課) ..... 7
- 指定納付受託者の指定 (教育庁文化財保護課) ..... 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 8

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 8

## 公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) ..... 8
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 9
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 13
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ..... 13
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (介護保険課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14

## 監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ..... 14
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ..... 21

## 告 示

### 福岡県告示第343号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、令和4年3月28日付で鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人 福岡有害鳥獣対策猟友会	福岡市東区和白丘二丁目2番49号	野村 昌弘

### 福岡県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

4年4月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	柳川市南浜武1233番1先から 柳川市南浜武1235番1先まで

#### 福岡県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂県	道	福岡早良大野城線	前	那珂川市大字別所1054番1先から 那珂川市大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3
			前	那珂川市大字別所1054番1先から 那珂川市大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 27.0	284.4
			後	那珂川市大字別所1054番1先から 那珂川市大字山田1150番4先まで	11.1 ～ 19.2	271.3

#### 福岡県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解

除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の6・1881の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1881の12、1881の13、1881の18、1881の19、1881の23、1881の27、1881の30

#### 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第348号**

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（令和3年4月福岡県告示第444号）は廃止する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

種 類	品 種	早 晩 性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	VE02（あかつき）	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ヤヨイワセ	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	LN-I R01（ゼロワン）	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	リチェリー（スプリングロール）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	KAIR-12M（さつきばれEX）	中 生	〃	サイレージ・乾草

	テティラ（ジャイアント）	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ピリケン（マンモスイタリアンB）	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	エース	晩 生	〃	サイレージ
青刈えん麦	韋駄天（ウルトラハヤテ韋駄天）	超極早生	〃	サイレージ・乾草
	隼（スーパーハヤテ隼）	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	K78R7（アーリーキング）	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
青刈とうもろこし	SH4681（スノーデント115）	早 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	KD641（ゴールドデントKD641）	早 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	LG30500（スノーデント110）	早 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	TX1334（ロイヤルデントTX1334）	早 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	P2088（パイオニア118日）	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	SH4812（スノーデントSH4812）	中 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	SH2933（スノーデント夏皇）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	P3577（パイオニア135日）	極 晩 生	〃	サイレージ（ホールクropp）
	青刈ソルガム	タキイのハイブリッドソルゴー	早 中 生	〃
シュガーグレイズ（Sugar Graze）		中 晩 生	〃	サイレージ
シュガーグレイズ（甘味ソルゴー）		中 晩 生	〃	サイレージ

	シュークロソルゴー405 (ビッグシュガーソル ゴー)	晩 生	〃	サイレージ
スーダングラス	ヘイスーダン	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールスイートBMR	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	KSO-SUG4 (シ ュガースリム)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KSO-SUG5 (サ マーベラー細茎)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	トゥルー (ドライスー ダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	ベールスーダン	中 生	〃	サイレージ・乾草
	スーパーダン2 (ロー ルキング)	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ
オーチャードグラ ス	アキミドリⅡ	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼 料用稲	たちあやか (中国飼205 号)	中 生	〃	サイレージ (ホー ルクropp)
	モグモグあおば (西海 飼262号)	中 晩 生	〃	サイレージ (ホー ルクropp)
	つきすずか (中国飼219 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホー ルクropp)
	たちすずか (中国飼198 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホー ルクropp)
	タチアオバ (西海飼253 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホー ルクropp)

福岡県告示第349号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	水 芦 卷 屋 線	前	遠賀郡芦屋町大字山鹿1583番 8 先か ら 遠賀郡芦屋町大字山鹿2856番 3 先ま で	11.4 ～ 45.0	71.3
			後	遠賀郡芦屋町大字山鹿1583番 8 先か ら 遠賀郡芦屋町大字山鹿2856番 3 先ま で	11.4 ～ 38.0	

福岡県告示第350号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域  
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧  
に供する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	直 方 北 九 州 自 転 車 道	前	遠賀郡芦屋町大字山鹿1579番 4 先 から 遠賀郡芦屋町大字山鹿2856番 1 先 まで	4.0 ～ 6.0	71.3

			後	遠賀郡芦屋町大字山鹿1579番4先 から 遠賀郡芦屋町大字山鹿2856番1先 まで	4.0 ～ 10.0	71.3
--	--	--	---	--	------------------	------

**福岡県告示第351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方 北九州線 自転車道	遠賀郡芦屋町大字山鹿1579番4先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿2856番1先まで

**福岡県告示第352号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した歳入等の種類

福岡県立美術館使用料

福岡県立図書館資料複写手数料

雑入

3 指定した日

令和4年3月29日

**福岡県告示第353号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した歳入等の種類

福岡県立美術館使用料

福岡県立図書館資料複写手数料

雑入

3 指定した日

令和4年3月29日

**福岡県告示第354号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号 青山ライズスクエア

2 歳入等の種類

公文書館施設利用料、歴史公文書等複写手数料

3 指定した日

令和 4 年 3 月 28 日

**福岡県告示第 355 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号

2 歳入等の種類

公文書館施設利用料、歴史公文書等複写手数料

3 指定した日

令和 4 年 3 月 28 日

**福岡県告示第 356 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷山	大牟田市大字上内（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第 357 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4 年 4 月 8 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	片縄下白水線	春日市下白水北七丁目 19 番 1 先から 春日市下白水北七丁目 6 番 1 先まで

**福岡県告示第 358 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字南坂 7285、7286

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第359号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地
  - (1) 名称  
株式会社ジェーシービー
  - (2) 所在地  
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定した歳入等の種類  
九州歴史資料館使用料  
雑入
- 3 指定した日  
令和4年3月29日

---

**福岡県告示第360号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地
  - (1) 名称  
トヨタファイナンス株式会社
  - (2) 所在地  
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 2 指定した歳入等の種類  
九州歴史資料館使用料  
雑入
- 3 指定した日  
令和4年3月29日

---

**福岡県告示第361号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び所在地
  - (1) 名称  
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社
  - (2) 所在地  
東京都千代田区神田小川町三丁目1番地
- 2 指定した歳入等の種類  
九州歴史資料館使用料  
雑入
- 3 指定した日  
令和4年3月29日

**福岡県告示第362号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年10月1日福岡県告示第1495号北九州都市計画都市高速鉄道事業4号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線及び5号九州旅客鉄道株式会社筑豊本線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 施行者の名称

北九州市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画都市高速鉄道事業4号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線

北九州広域都市計画都市高速鉄道事業5号九州旅客鉄道株式会社筑豊本線

## 3 事業施行期間

平成17年3月2日から令和7年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第363号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月18日福岡県告示第491号福岡都市計画道路事業7・7・98号側道春日原3号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 施行者の名称

春日市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業7・7・1-98号側道春日原3号線

## 3 事業施行期間

平成17年5月30日から令和9年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

公 告

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画公園（令和4年3月16日久留米市告示第129号）

**公告**

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和4年3月18日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域、都市地域及び森林地域の区域

## 2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	行橋市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡粕屋町
都市地域		京都郡苅田町
森林地域		北九州市、直方市、飯塚市、田川市、豊前市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡岡垣町、鞍手郡小竹町、嘉穂郡桂川町、田川郡添田町、田川郡川崎町、田川郡赤村、京都郡みやこ町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。）

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・複写サービス単価契約（55枚機）
- ・複写サービス単価契約（70枚機）

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別

の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にある場合は本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にある場合は財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にある場合は貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にある場合は、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和4年4月18日（月曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達内容

- (1) 調達案件名
- ア 複写サービス単価契約（55枚機）
- イ 複写サービス単価契約（70枚機）

(2) 調達物品及び数量  
入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日
- イ 令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日

(4) 納入場所  
指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 339 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 5 月 18 日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA・A
01	02	事務機器	AA・A

05	02	電気通信機器	AA・A
----	----	--------	------

(2) 当該物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-641-4141 内線 2236

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

令和 4 年 4 月 8 日（金曜日）から令和 4 年 5 月 17 日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで

(2) 場所

5 の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5 の部局とする。

(2) 提出期限

令和 4 年 5 月 18 日（水曜日）午後 5 時 45 分

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## (2) 日時

ア 令和4年5月19日（木曜日）午前10時00分

イ 令和4年5月19日（木曜日）午前10時20分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

各見積単価（10%税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（10%税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

各契約単価（10%税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（10%税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per - piece contracts that are going to be bid for
  - ア Copying Service (for copy machines with print speed of 55 pages per minute )
  - イ Copying Service (for copy machines with print speed of 70 pages per minute )
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2023
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P.M. on May 18, 2022
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan  
 TEL 092 - 641 - 4141 (Ext. 2236)

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画道路の変更（令和4年3月16日久留米市告示第128号）

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野2期地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和4年4月8日から 令和4年5月12日まで	八女市 星野支所

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
SE O財団介護事業所点検照会等事務センター 福岡市中央区薬院四丁目3番7号	一般財団法人福祉サービス評価機構 福岡市中央区薬院四丁目3番7号	奥住 文明 昭和27年10月14日 福岡市中央区薬院四丁目6番22号トーカンマンション浄水通604号 一般財団法人福祉サービス評価機構代表理事	令和4年3月30日	照会等事務	無

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市田脇字島添207番10、209番1、211番4、213番1、214番1から214番4まで、214番6、218番2、218番5及び218番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
柳川市田脇213番地の1  
浜新硝子株式会社  
代表取締役 過能 史光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字井牟田3559番45及び3559番104
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡篠栗町大字尾仲432-1-A102  
焼本 幸太郎、焼本 めぐみ

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字新溝字毛抜83番1、83番5、83番6並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八女市鶴池477番地の1  
株式会社アグリス  
代表取締役 中村 裕之

監 査 委 員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

3農政第2734号  
令和4年3月24日

福岡県監査委員	藤山利橋	殿
同	世森大	殿
同	泰洋行克	殿
同	三介一己	殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり、通知します。

## 別紙

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林業総合試験場八女分場	試験研究費受託金について、契約締結後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。	所属として、再発を防止するため、以下を徹底することとした。 ○ 事務を担当する職員及び研究を担当する職員ともに、契約締結の際は、必ず内部統制の業務手順書を添付させ、それを確認し、決裁を受ける。 ○ 分場長などの上司は、調定が遅延しないよう、進捗管理表に基づき管理する。

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>直接収納した現金について、合計金額が1万円に達した場合は遅滞なく金融機関に払い込まなければならぬところ、月の途中で達したにも関わらず、月の末日までの金額をとりまとめて払い込んでいた。</p>	<p>所属として、出納員及び担当者に対して、財務規則を再確認させ、今後誤りを繰り返さないよう指導した。</p> <p>また、再発防止策として、以下を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収納金出納簿の表紙に保管現金が1万円に達した場合は、遅滞なく金融機関に払い込む旨を明記し、出納員及び担当者に注意喚起を図る。</li> <li>○ 出納員は、現金領収証を発行する際に、その月の収納金の合計額が1万円に達していないか確認する。</li> <li>○ 内部統制に係る業務手順書に、今回の誤りと再発防止策の内容を記載し、業務の際には必ず当該手順書を確認する。</li> </ul>

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、建設機械（質量20t以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。	直ちに今回の監査の結果を職員に示し、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するため、今後は、起工伺いに機械器具集計一覧表を添付し建設機械運搬費が必要かどうか、また、それが積算書に反映されているか複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、鉄筋加工組立の単価を、施工規模10t以上で算出すべきところ、10t未満で積算していた。また、現地で発生する鉄くずの引き取り費用について、設計図書に計上していなかったため、積算が過大となっていた。	直ちに、今回の監査結果について、所属長から関係各課に対して、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するため、今後は、起工伺い及び起工変更伺いの際、設計書に鉄くずの有無、施工規模の確認の項目を追加したチェックリストを添付し、それが積算書に反映されていることを複数の職員がチェックしているか確認したうえで、決裁することとした。

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	水路の護岸工事について、建設機械（質量20t以上）の運搬費を設計図書に計上すべきところ、これを行っていないかった。また、残土の運搬距離についても誤っていたため、積算が過小となっていた。	直ちに今回の監査の結果を職員に示し、同様の誤りを繰り返さないよう指導した。 再発を防止するために、建設機械については、起工前に機械器具集計一覧表を添付し、建設機械運搬費が必要かどうか、また、それが積算書に反映されているか複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。 また、残土については、起工前に添付する数量総括一覧表に運搬距離のような間違いやすい条件を記載し、複数の職員がチェックしていることを確認した上で、決裁することとした。

**監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

3県土総第2251号  
令和4年 3月23日

福岡県監査委員	藤山	利泰	三介	様
同	世	利	洋	様
同	森	行	一	様
同	大	橋	克己	様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり  
講じた措置について通知します。

別紙

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 那珂県土整備 事務所</p>	<p>用地測量業務委託契約について、過去2年間の履行歴により契約保証金を免除しようとする場合、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の履行歴を確認し免除すべきところ、「規模をほぼ同じくする」とは認められない1件を含む履行歴により免除していた。</p>	<p>本所において、「会計事務の手引き」の契約保証金の該当箇所の写しを職員に配付し、契約保証金を免除できる場合の要件及び関連する事務処理方法について指導した。</p> <p>具体的には、財務規則第170条第4号の規定による契約保証金の免除の際は、契約締結の起案時、工事(業務)歴調書の欄外に、ゴム印「委託契約額 円×20%＝ 円」を押し、担当者に金額を記入させ、当該契約額の2割以上に相当する金額を確認することとし、決裁時にも上司にこれを再確認させ、再発防止を図ることとした。</p> <p>さらに、年度当初に県土整備部が行っている工事庶務研修で、契約保証金の適正な事務処理方法全般について、周知徹底させ再発防止を図ることとした。</p>

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 福岡県土整備 事務所</p>	<p>公園施設改修工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「床下カビ除去」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。</p>	<p>本所において、職員に「施工に係る見積積算について（平成31年3月12日付）」に記載されている見積り徴収の方法を、改めて確認させ、見積り徴収時の決裁様式を改めることとした。</p> <p>具体的には、様式のチェック項目に「施工内容、数量、場所等の依頼内容が客観的に把握できる情報を含め、見積り内容を追加し、担当者から課長まで、見積り依頼内容（仕様書、図面、数量等）が現場状況に対して適当であるか照合することで、再発防止を徹底することとした。</p> <p>県土整備部としては、適正な見積り依頼・徴収方法を明記した「施工に係る見積積算の留意事項について（令和3年8月25日付）」を全ての出先機関へ通知し、指導徹底した。</p> <p>さらに、上記留意事項を、毎年度実施している設計担当者会議の議題とし、特に土木技術職員に対し、改めて認識させた。今後は、工事庶務研修、土木技術委員会等の各研修・会議でも同様に、研修内容及び議題とし、周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部 飯塚県土整備 事務所</p>	<p>橋梁下部工事について、業者の見積りを基に工事費を積算する場合、施工内容や図面、見積額に諸経費を含めるかなどを示した上で、業者から見積りを徴収すべきところ、当該工事のうち「伐採・運搬」工事については、これらを書面で示さないまま見積書を徴収し、内容確認もせず計上していた。</p>	<p>本所において、労務費ほか複数の単価で構成される施工単価の見積り徴収の際は、見積り依頼書のほか、材料及び施工内容を示した図面、数量及び仕様がわかる資料を添付させ、上司の確認を受けて依頼することとした。</p> <p>また、業者の見積り受領の際は、担当者から上司まで見積り依頼内容（仕様書、図面、数量等）と見積書を照合させることで、再発防止を徹底することとした。</p> <p>県土整備部としては、適正な見積り依頼・徴収方法を明記した「施工に係る見積積算の留意事項について（令和3年8月25日付）」を全ての出先機関へ通知し、指導徹底した。</p> <p>さらに、上記留意事項を、毎年度実施している設計担当者会議の議題とし、特に土木技術職員に対し、改めて認識させた。今後は、工事庶務研修、土木技術委員会等の各研修・会議でも同様に、研修内容及び議題とし、周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

## 注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	橋梁詳細設計業務委託契約について、当該契約とは関係のない業務は、別途、新たに契約すべきところ、契約変更で業務を委託していた。	所属長が、職員に対し当初契約内容と関連のない業務は、契約変更で対応することはできず、別途契約しななければならないことを改めて認識させた。 県土整備部としても、本件監査結果を「定期監査結果(工事)に係るデータベース」に追記し、出先事務所へ文書通知し、これを活用するよう指導した。 さらに、工事庶務研修、設計担当者会議、土木技術委員会等の各研修・会議においても同様に、周知、指導することで再発防止の徹底を図ることとした。